

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年3月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400246号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400049号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年10月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年10月から平成27年8月までの標準報酬月額については、44万円から62万円とする。

平成26年10月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年10月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月の標準報酬月額については、44万円から62万円とする。

平成26年9月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年8月21日から平成27年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、A社から支払われていた報酬月額と相違している。当時の給料明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成26年10月1日から平成27年9月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳、給与所得の源泉徴収票及び平成26年9月出勤簿、同社の回答、請求者から提出された給料明細書(以下、併せて「賃

金台帳等」という。)並びに日本年金機構の回答によると、平成26年9月分の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも62万円と認められ、オンライン記録の標準報酬月額44万円を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成26年10月から平成27年8月までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる本来の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成26年10月1日から平成27年9月1日までの期間について、事業主は、請求者の請求どおりの届出を年金事務所に対し、提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料の納付については、請求者の請求どおりの保険料を納付していないことを認めている。また、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主がオンライン記録の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出ていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成26年8月21日から同年9月1日までの期間について、請求者は、平成26年8月分の給料明細書を所持しておらず、A社は、平成26年8月分に係る出勤簿はなく、当該期間の給与の支払はなかった旨回答している上、同社から提出された賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票からも当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間のうち、平成26年9月1日から同年10月1日までの期間については、A社は、平成26年9月分の厚生年金保険料について、給与から控除することを失念していた旨回答している上、賃金台帳等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成26年8月21日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成26年8月21日から同年10月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間のうち、平成26年9月1日から同年10月1日までの期間について、上述のとおり、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できるが、賃金台帳等及び日本年金機構の回答により認められる本来の標準報酬月額62万円は、オンライン記録の標準報酬月額44万円を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成26年9月の標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる本来の標準報酬月額から62万円とすることが必要である。

ただし、平成26年9月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除

く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。